

やさしくわかる！

「旧優生保護法」裁判

学習会

「判決」
「一時金支給法」
編



[日時] 2019年 8月4日 (日)

13:30～16:00

[開場13:00]

[場所] 太白区中央市民センター
3階 大会議室

(仙台地下鉄南北線「長町」駅下車徒歩1分)

手話通訳・要約筆記あり

○当事者・家族からの発言

飯塚淳子さん (仮名、原告)

佐藤路子さん (仮名、原告義姉)

○5月28日判決解説 砂金直美弁護士 (旧優生保護法弁護団)

○「一時金支給法」説明 大泉力也弁護士 (旧優生保護法弁護団)

5月28日、旧優生保護法裁判の仙台訴訟第一陣の判決がありました。旧優生保護法について「**憲法違反だった**」としながらも、原告（＝被害者）の損害賠償請求については棄却するという、たいへん奇妙な判決でした。

その前月には、優生手術被害者にたいする「一時金支給法」が国会で制定されています。

原告と家族の方に、いまの思いをうかがいます。

また旧優生保護法弁護団より、5月28日判決と、「一時金支給法」について解説していただきます。

どんな判決だった？
これから裁判はどうなる？

わたしたちは
なにが
できるの？

「一時金支給法」って、
どんな法律？
どんな問題がある？

いっしょに学んでみませんか



優生手術被害者とともに歩むみやぎの会

〒980-0804 仙台市青葉区大町1丁目2-1
ライオンビル3階 宇都・山田法律事務所 気付
FAX: 022-397-7961
E-mail: testify19481996@gmail.com

***事前申し込みは不要です。**

